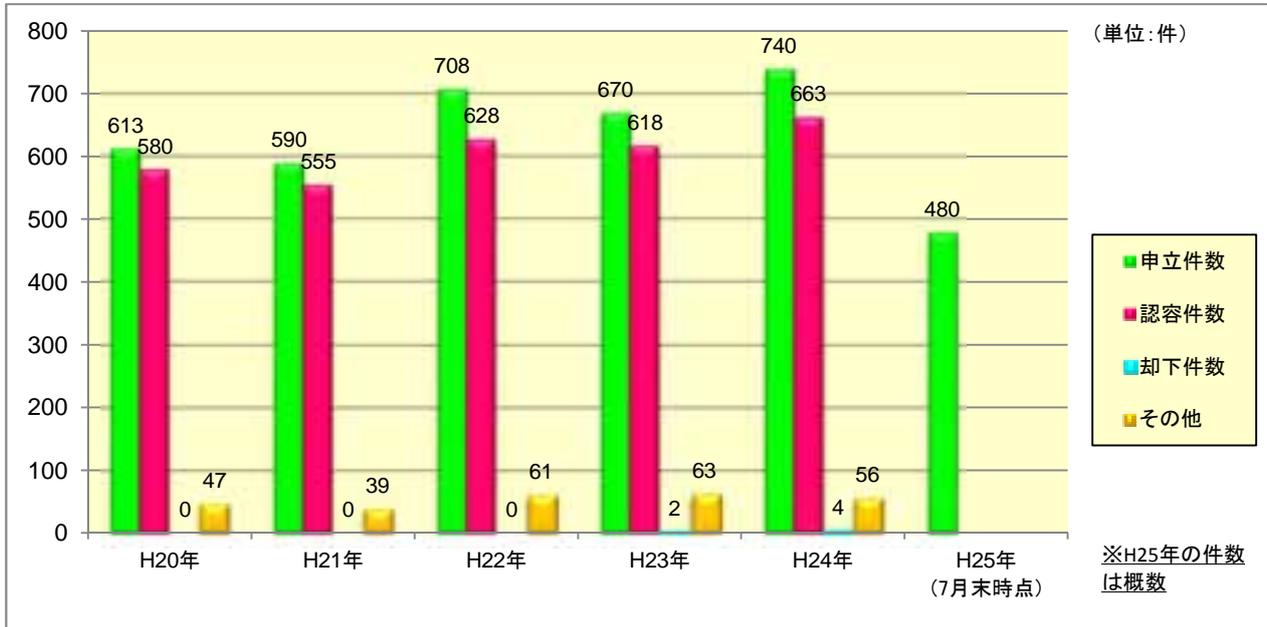
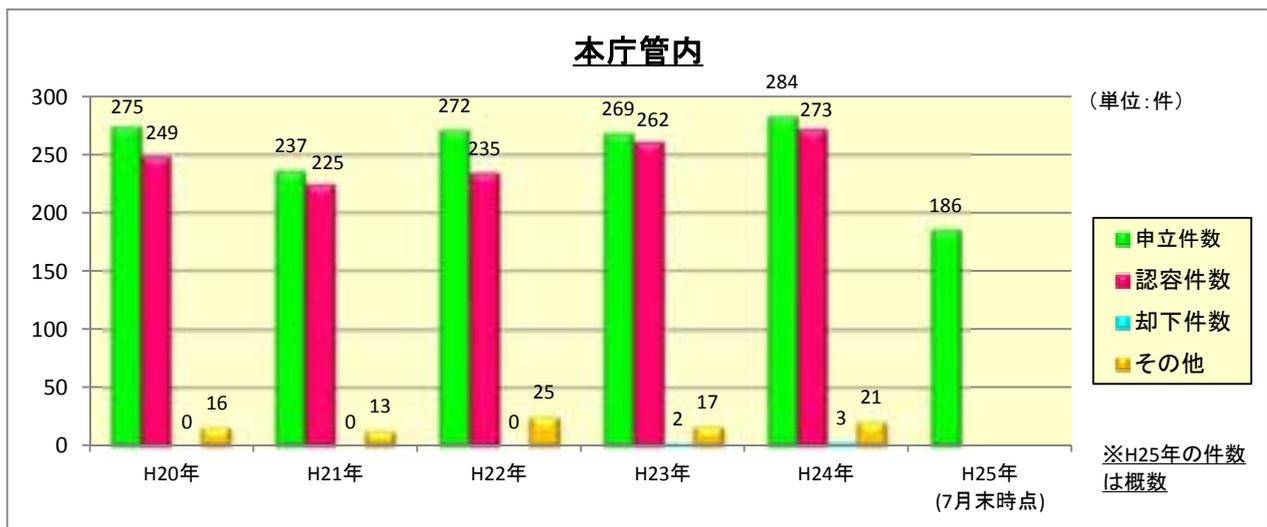


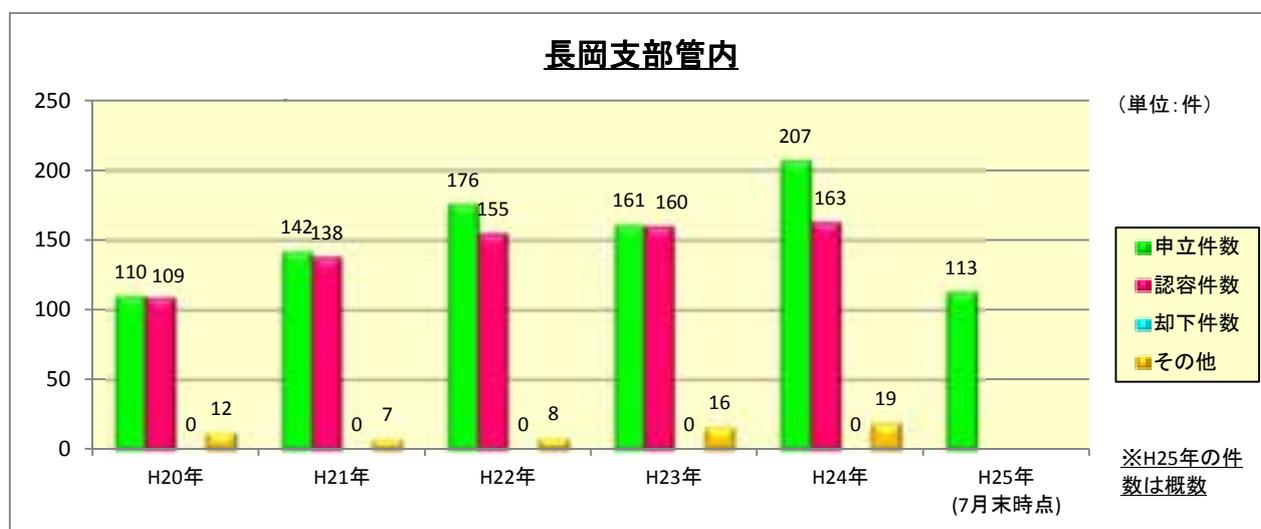
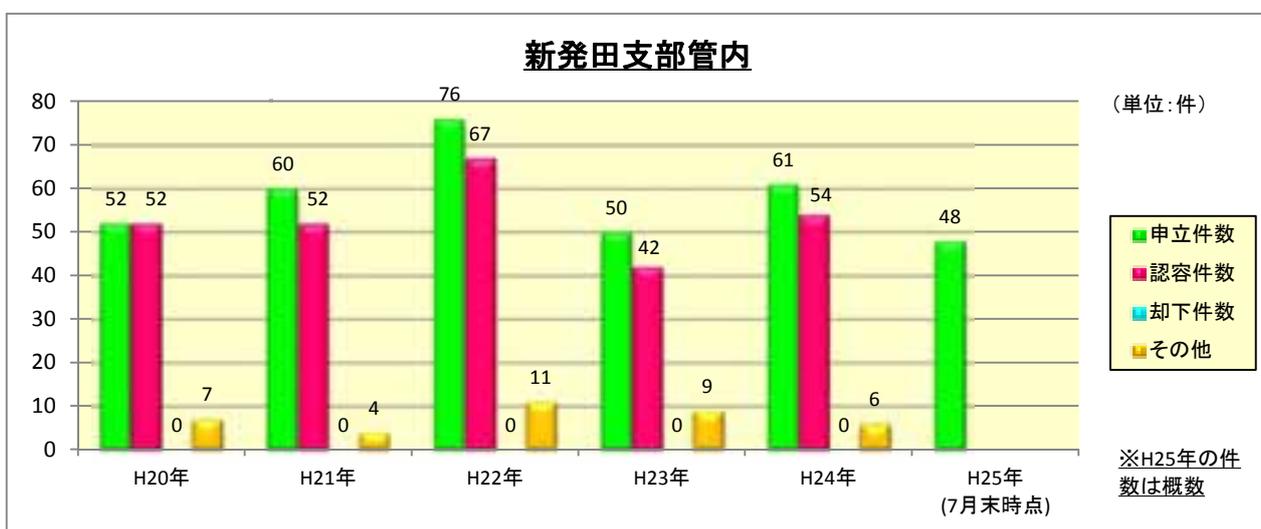
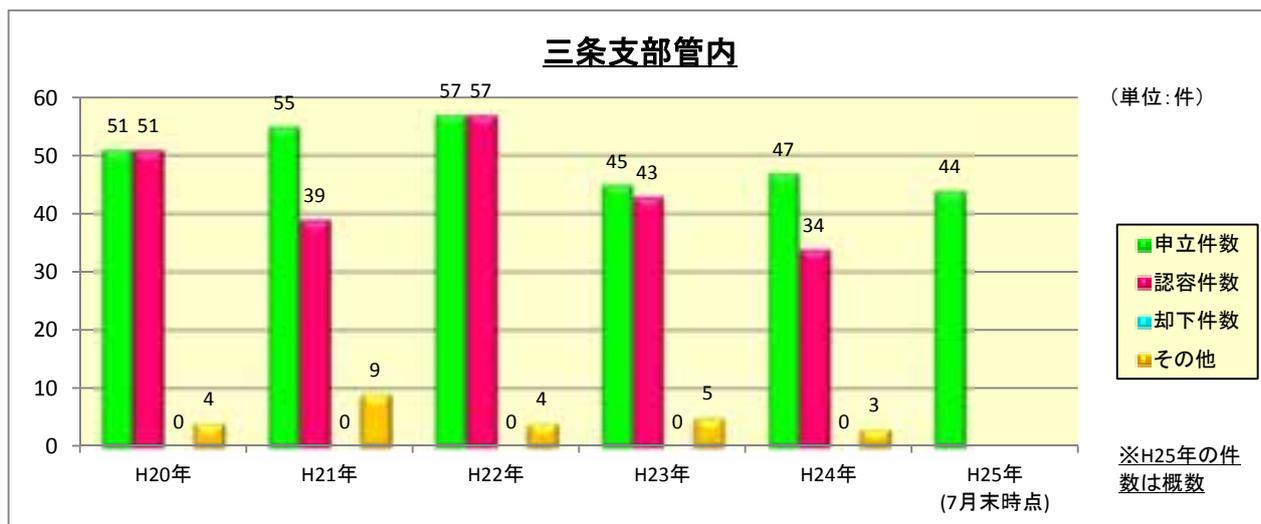
■成年後見等申立件数及び終局区分(容認/却下/その他)別件数の年次推移

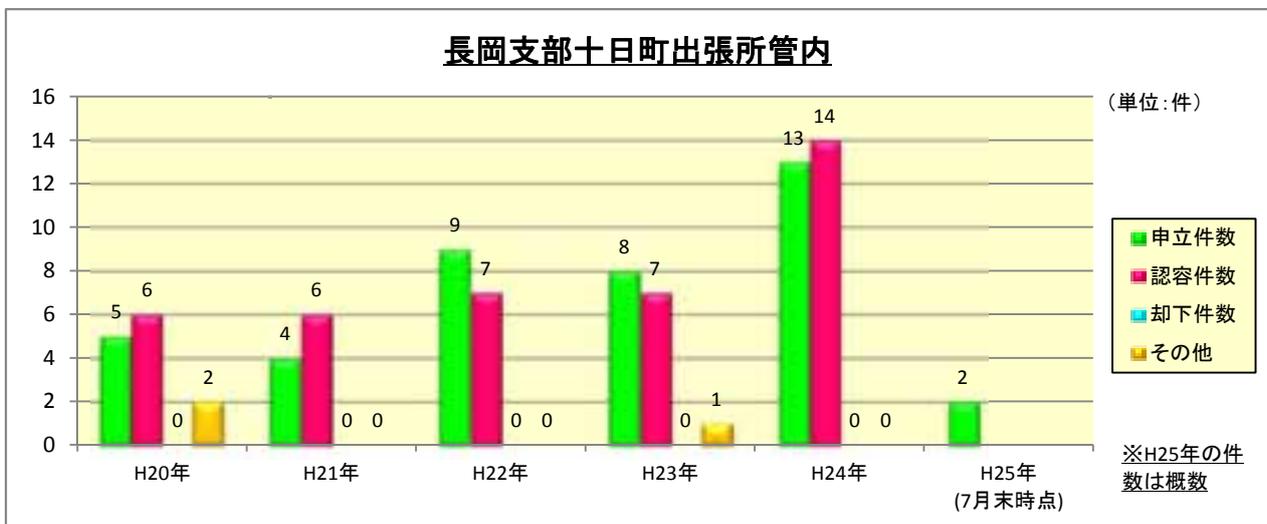
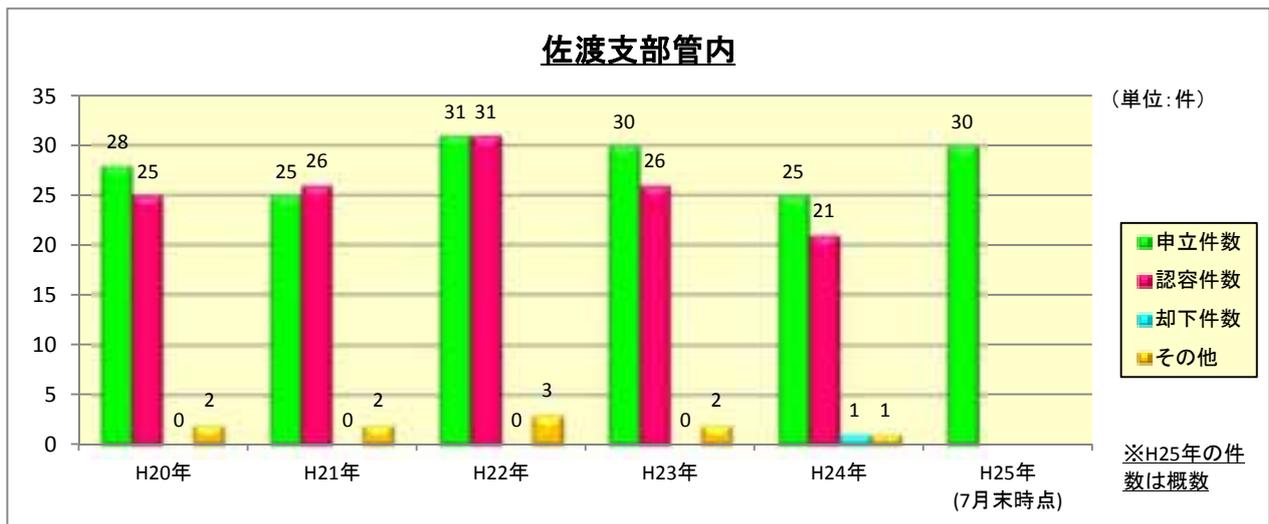
■成年後見等の申立件数は平成20年が613件だったのに対し、平成24年が740件となっており、平成20年と比べて約1.2倍増えている。また、そのことに伴い、認容件数も増えている。



■成年後見等申立件数及び終局区分別件数の年次推移(※管轄家庭裁判所別)

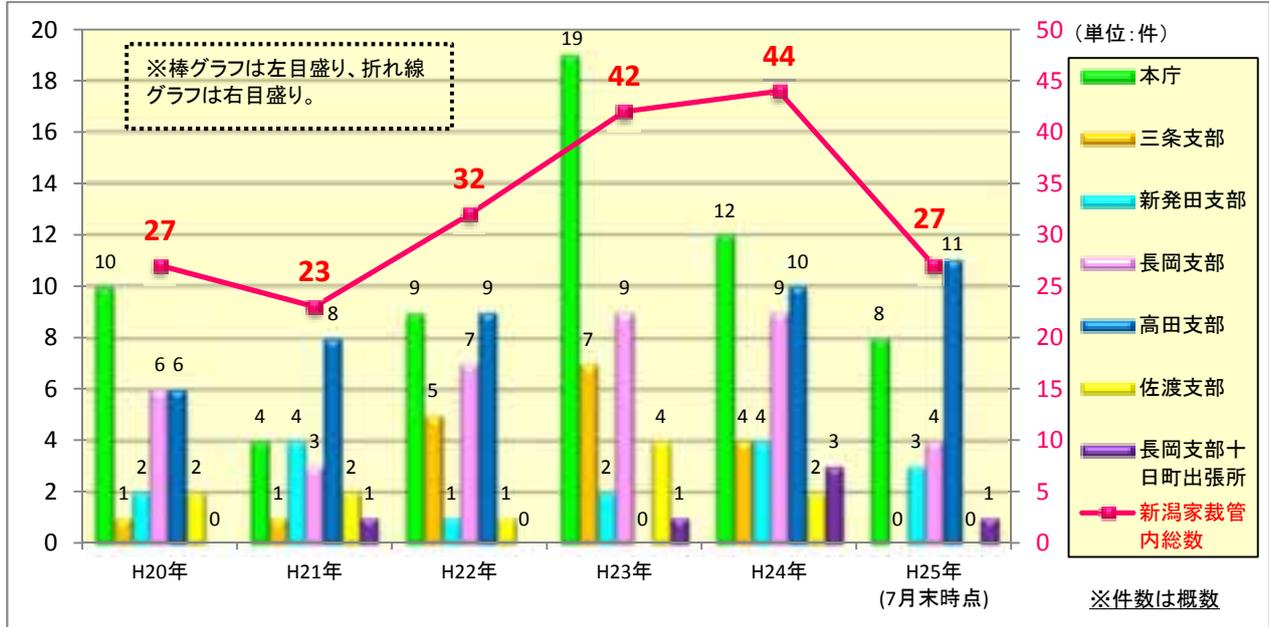






■市町村長申立件数の年次推移

■市町村長申立の件数は平成20年が27件だったのに対し、平成24年が44件となっており、平成20年と比べて約1.6倍に増えている。

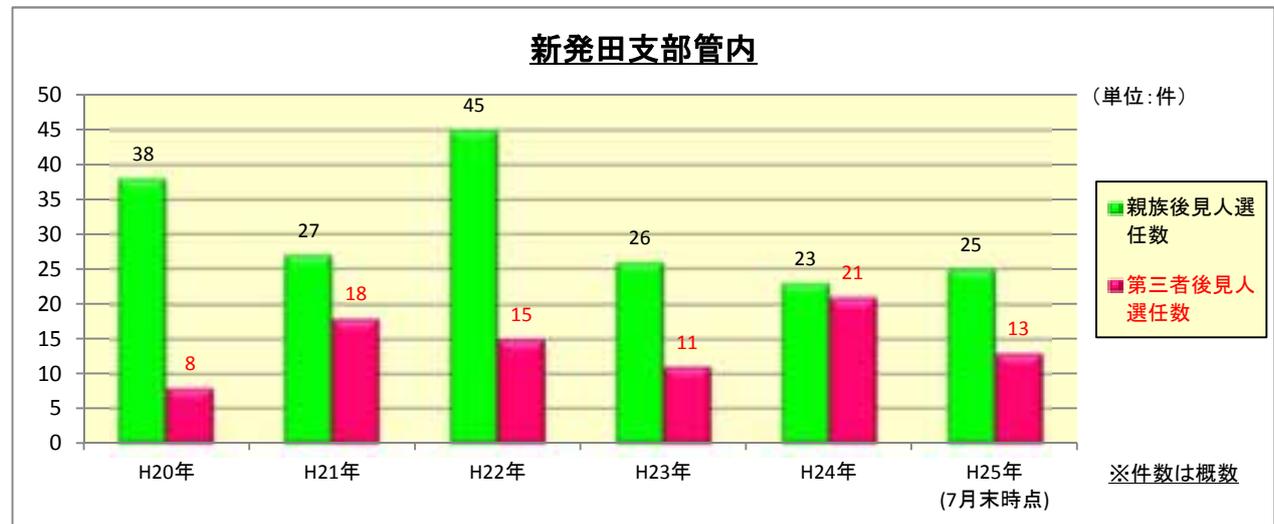
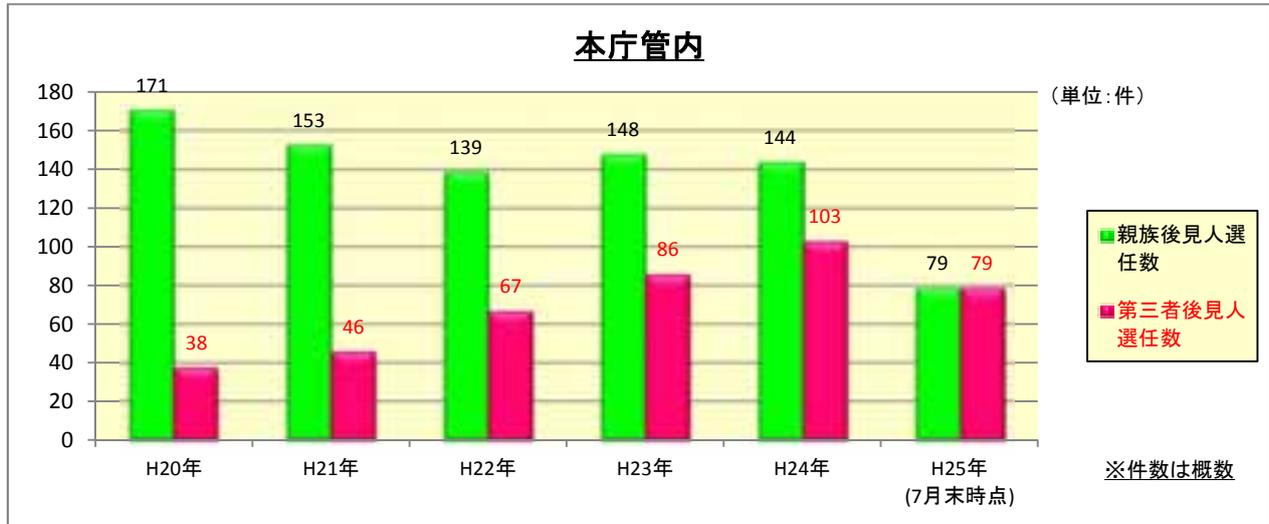


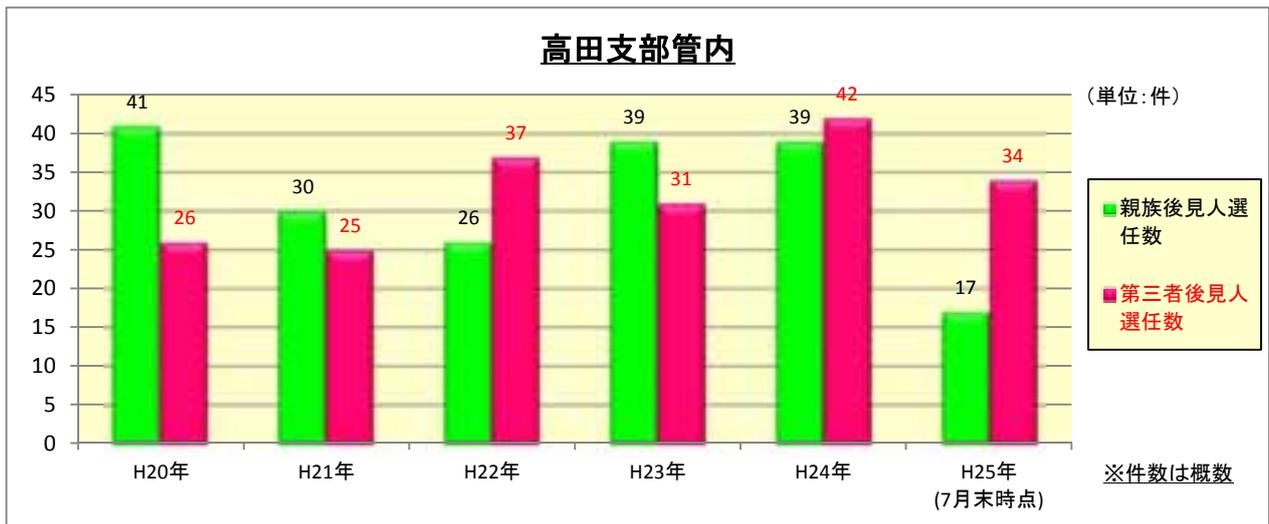
■成年後見人等と本人との関係別年次推移

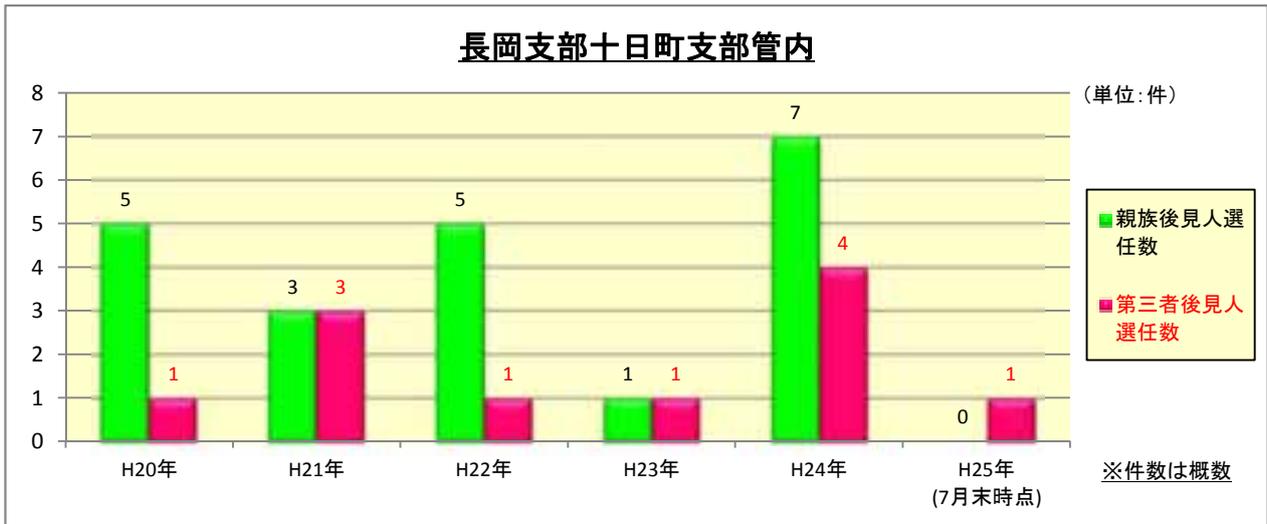
■親族後見人の選任数について、平成20年が382件だったのに対し、平成24年が335件と減少傾向にあるのに対し、第三者後見人の選任数については、平成20年が107件だったのに対し、平成24年が248件となっており、平成20年と比べて約2.3倍に増えている。



■ 成年後見人等と本人との関係別年次推移(※管轄家庭裁判所別)







■現在の成年後見人等選任件数(平成25年9月20日時点)

■平成25年9月20日時点の成年後見人等の選任総数は3,218件となっており、そのうち、成年後見人が2,603件、保佐人が475件、補助人が120人、任意後見人が20件となっており、選任類型としては成年後見人が圧倒的に多くなっている。



専門職後見人団体の活動状況に関するアンケート調査の結果

【アンケート概要】

目的	県内の専門職後見人団体(会員)の活動状況の把握
対象	新潟県弁護士会、新潟県司法書士会、新潟県社会福祉士会
調査時期	平成25年9月11日～平成25年9月30日
調査時点	平成25年9月1日(※新潟県社会福祉士会について、会員数は平成25年4月30日、後見人候補者名簿登録者数及び活動者数は平成25年1月31日)
調査方法	文書依頼と郵送による回収
発送数	3
回収数	3

【定義】

成年後見人等	成年後見人、任意後見人、保佐人、補助人の総称
成年被後見人等	成年被後見人、任意被後見人、被保佐人、被補助人の総称
第三者後見人	親族以外で本人の成年後見人等に選任された者の総称

【新潟家庭裁判所支部別の管轄市町村】

新潟家庭裁判所本庁	新潟市、燕市、五泉市、阿賀町、弥彦村
新潟家庭裁判所三条支部	三条市、加茂市、田上町
新潟家庭裁判所新発田支部	新発田市、村上市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、関川村、粟島浦村
新潟家庭裁判所長岡支部	長岡市、柏崎市、小千谷市、十日町市、見附市、魚沼市、南魚沼市、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村
新潟家庭裁判所高田支部	上越市、糸魚川市、妙高市
新潟家庭裁判所佐渡支部	佐渡市

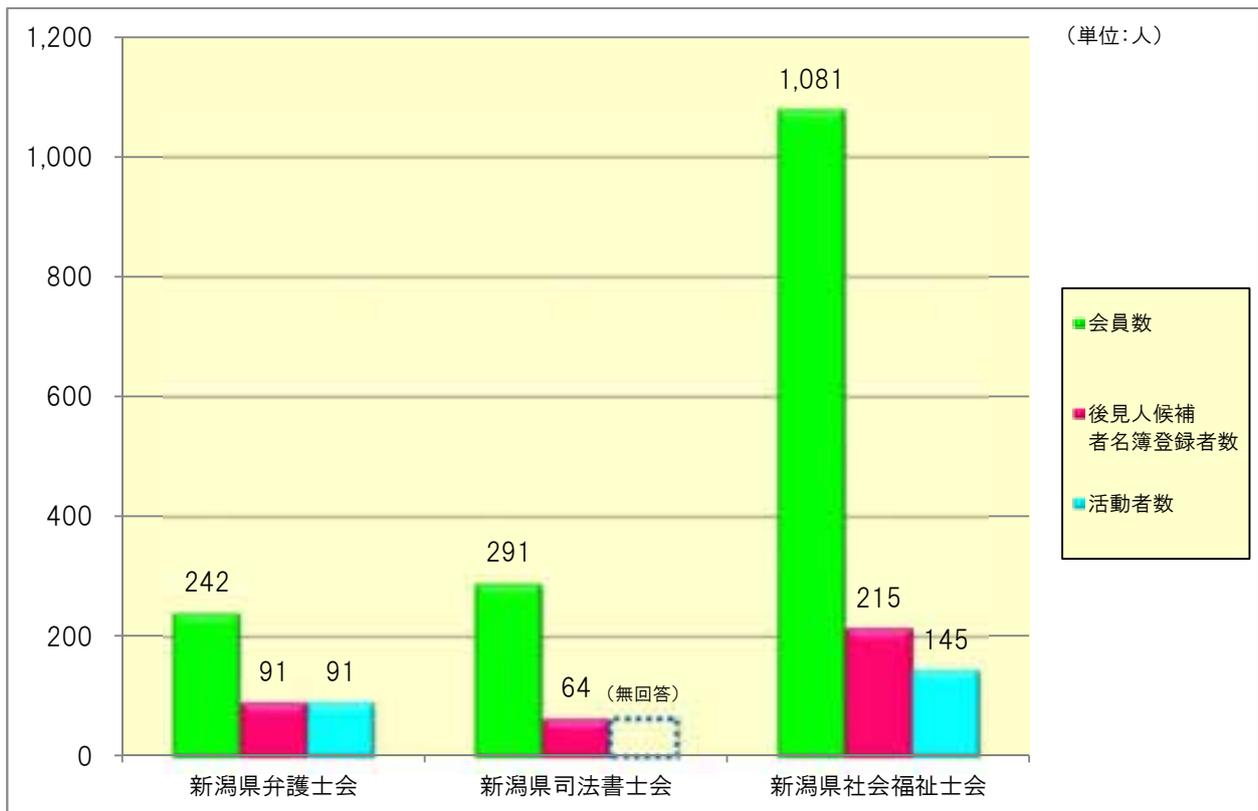
(※燕市の一部は三条支部の管轄であるが、便宜上、本庁に統一し、十日町市の一部は高田支部の管轄区域内であるが、便宜上、長岡支部に統一した。)

■専門職後見団体(県弁護士会、県司法書士会、県社会福祉士会)の活動状況

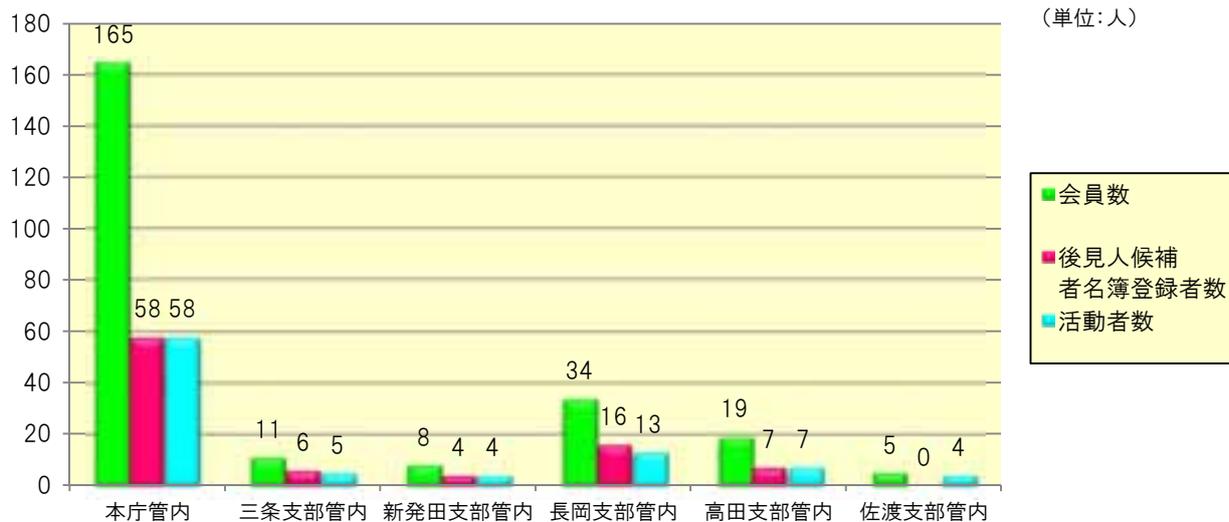
■新潟県弁護士において、会員数242人のうち、後見人候補者名簿登録者数が91人、活動者数も91人となっている。佐渡支部管内において、後見人登録者名簿に登録していない会員が実際に成年後見人として活動している例はあるが、後見人候補者名簿登録者のほとんどが成年後見人等として活動している。

■新潟県司法書士会において、会員数291人のうち、後見人候補者名簿登録者数が64人となっている。なお、活動者数については、会として明確な数字を把握していないため無回答であった。

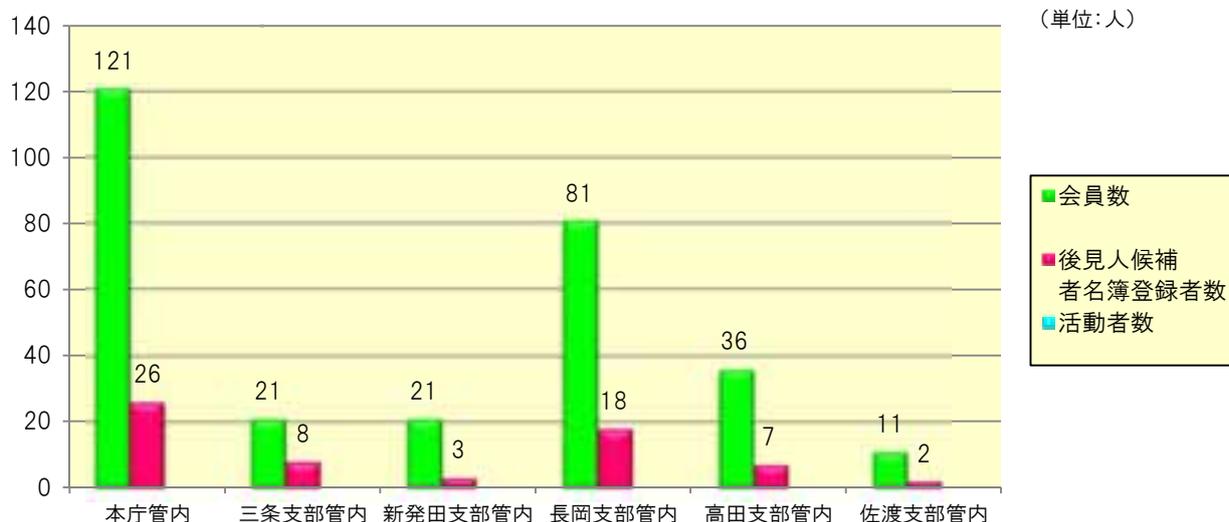
■新潟県社会福祉士会においては、会員数1,081人のうち、後見人候補者名簿登録者数は215人、活動者数は145人となっており、後見人候補者名簿等登録者数の約7割が成年後見人等として活動している。



新潟県弁護士会における新潟家裁支部別活動状況



新潟県司法書士会における新潟家裁支部別活動状況



新潟県社会福祉士会における新潟家裁支部別活動状況



社会福祉協議会における法人後見実施状況調査の結果

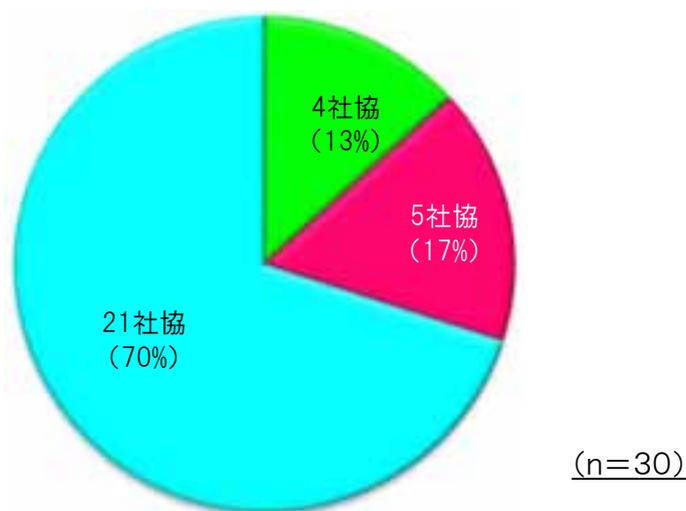
【アンケート概要】

目的	新潟県内の市町村社会福祉協議会における法人後見への取り組み状況の把握
対象	新潟県内の全市町村社会福祉協議会(30ヵ所)
調査時期	平成25年5月22日から6月28日
調査時点	平成25年5月1日
調査方法	郵送による発送とメール・FAXによる回収。
発送数	30
回収数	30

※本調査結果に用いたグラフにおいて示した百分率(%)は少数第一位を四捨五入している。

1 法人後見の実施(受任)状況について

■ 法人後見を「実施(受任)している」社協は4か所、「現在は実施していないが実施に向けて検討中」の社協は5か所、「当分の間、実施する予定はない」社協が21か所となっている。

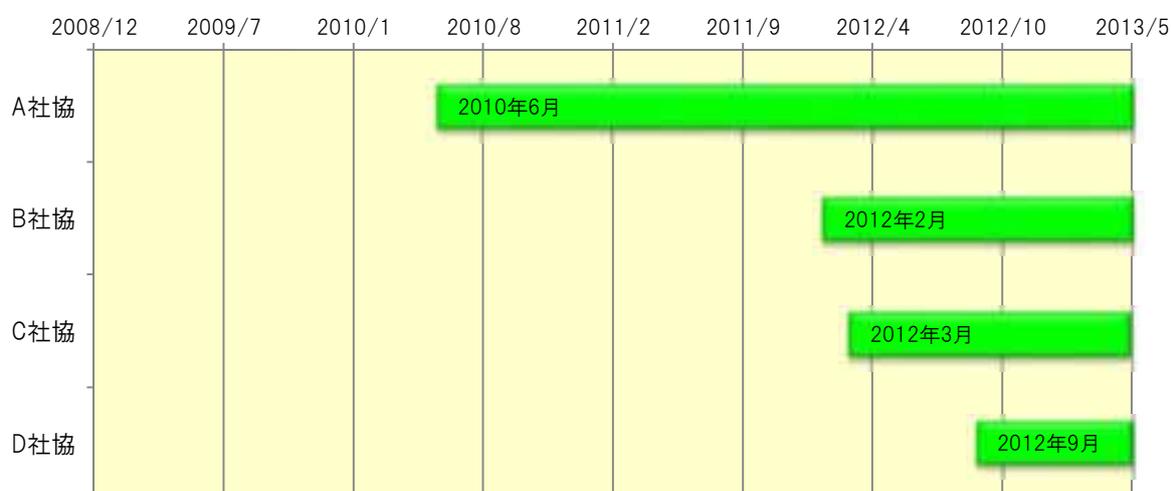


■ 実施している ■ 現在は実施していないが実施に向けて検討中 ■ 当分の間、実施する予定はない

2 法人後見を実施している社協について

■ 最初に成年後見人等を受任した時期

■ 法人後見を実施している4社協のうち、最初に後見人等を受任したのはA社協(2010年6月)、次いでB社協(2012年2月)、C社協(2012年3月)、D社協(2012年9月)と続いている。



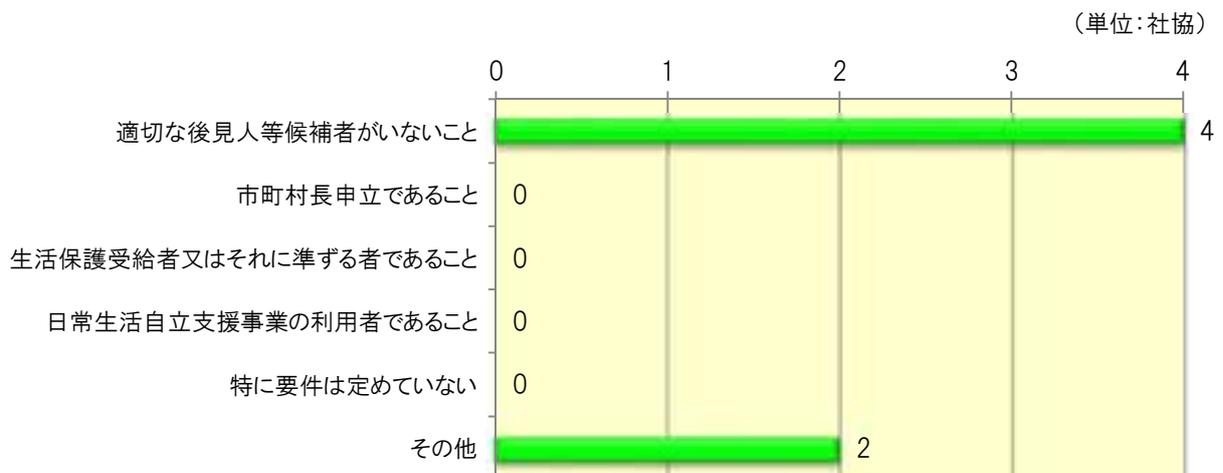
■ 法人後見を実施した理由(複数回答)

- 法人後見を実施している4社協全てが「地域に適切な後見人等候補者がいない(少ない)ため」と回答している。
- その他の内容としては、「取り組みの必要性を感じたから」、「地域自立支援協議会成年後見プロジェクト会議報告書」、「社協発展・強化計画」となっている。



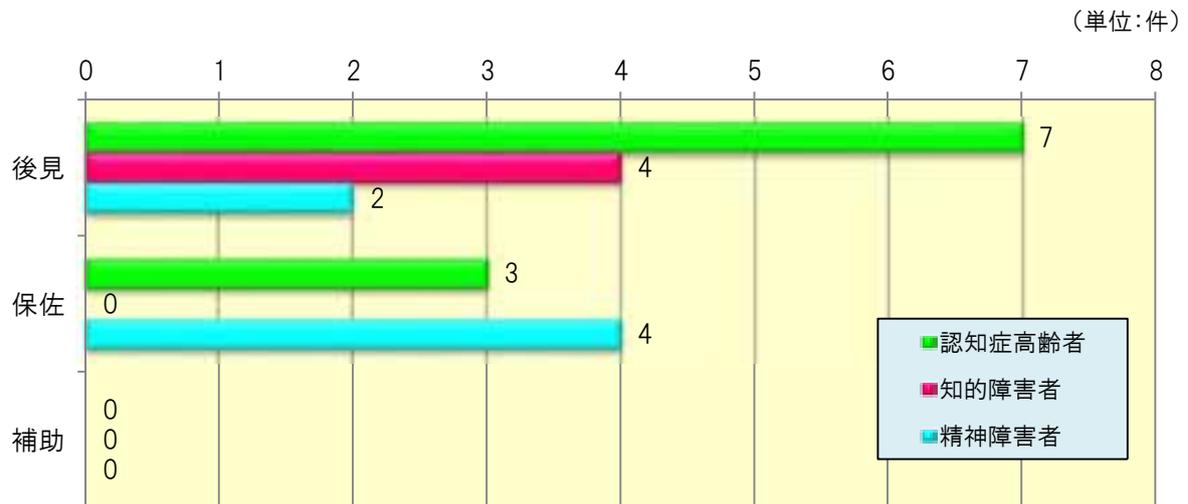
■ 法人後見の受任要件(複数回答)

- 法人後見を実施している4社協の全てが「適切な後見人等候補者がいないこと」を要件にしており、「その他」が2社協となっている。
- その他の内容としては、「家庭裁判所からの受任依頼であること」、「運営委員会で事前に承認を得て、会長が決定」となっている。



■ 法人後見の受任件数(平成25年4月1日現在)

- 平成25年4月1日現在、法人後見を実施している4社協で合計20件を受任している。
- 後見等類型別では「後見」類型が13件と一番多く、次いで「保佐」類型が7件となっており、「補助」類型は0件となっている。
- 障害等類型別では「認知症高齢者」が10件と一番多く、次いで「精神障害者」が6件、「知的障害者」が4件となっている。



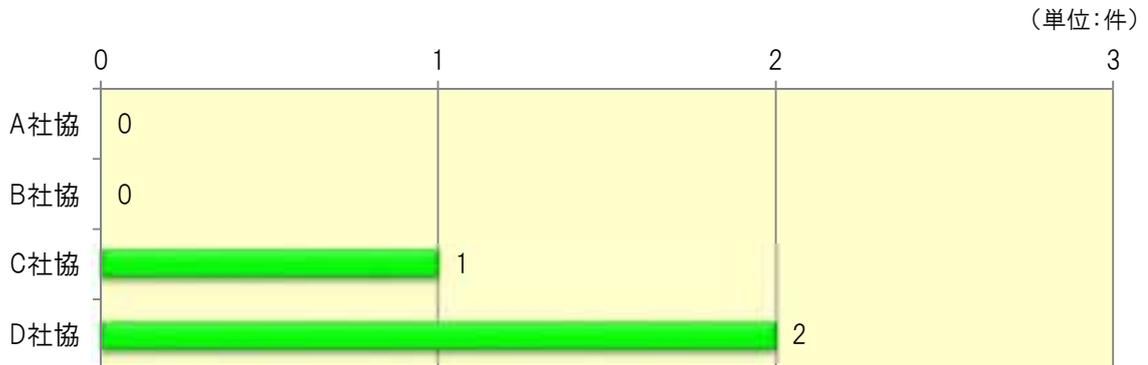
■ 受任ケースにおける後見等報酬の内訳件数

- 平成25年4月1日現在、法人後見を実施している4社協で受任している20件のうち、「①:本人の財産からの報酬」が3件、「④:受任して1年未満のため無報酬」が13件、「⑥:上記④⑤以外の理由で無報酬」が4件となっている。
- 「⑥:上記④⑤以外の理由で無報酬」の内容は、「報酬請求の手続きを進めていないため(今後手続きを進める予定。)」となっている。



■利益相反ケースの件数

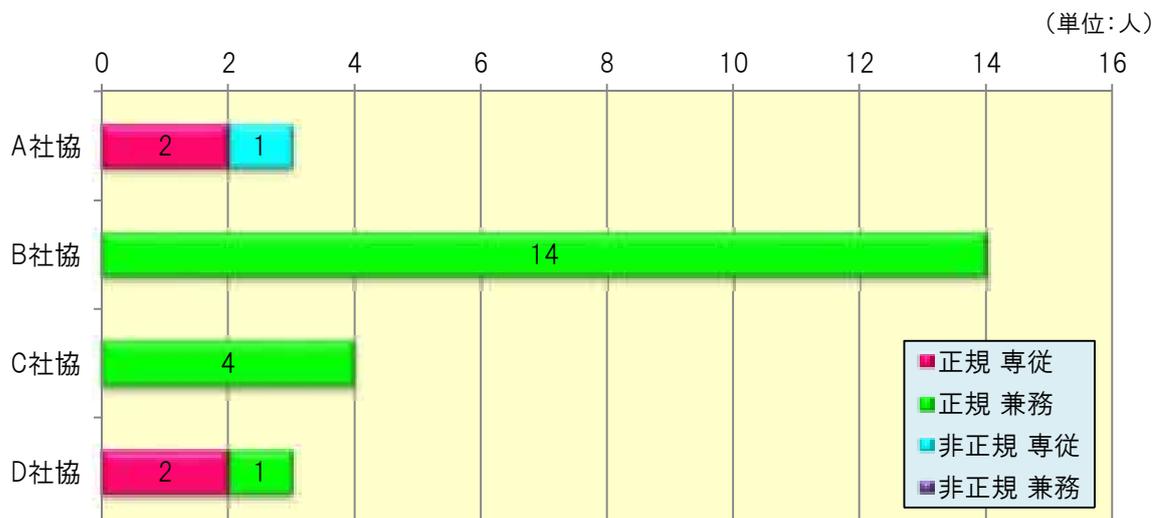
■平成25年4月1日現在、法人後見を実施している4社協で受任している20件のうち、利益相反ケースを受任している社協は2か所で合計3件となっている。



■平成25年度の法人後見業務に係る職員体制

■法人後見を実施している4社協のうち、正規の専従職員を配置している社協が2か所、正規の兼務職員を配置している社協が3か所、非正規の専従職員を配置している社協が1か所となっており、非正規の兼務職員を配置している社協はない。

■法人後見業務に係る職員数は兼務職員を含めて4社協合計24人となっている。



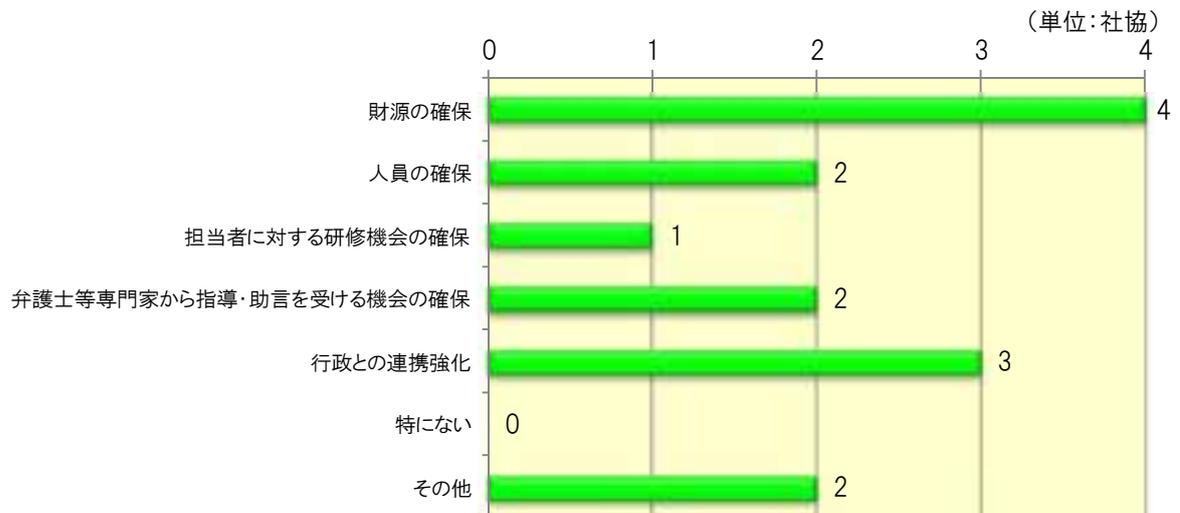
■平成25年度の度財源別予算額

■法人後見を実施している4社協のうち、「行政からの委託金・補助金」が投入されている社協が3か所、「社協の自主財源」が投入される社協が3か所、「後見報酬」を見込んでいる社協が全4か所となっている。



■法人後見を実施する上で課題や問題になっていること(複数回答)

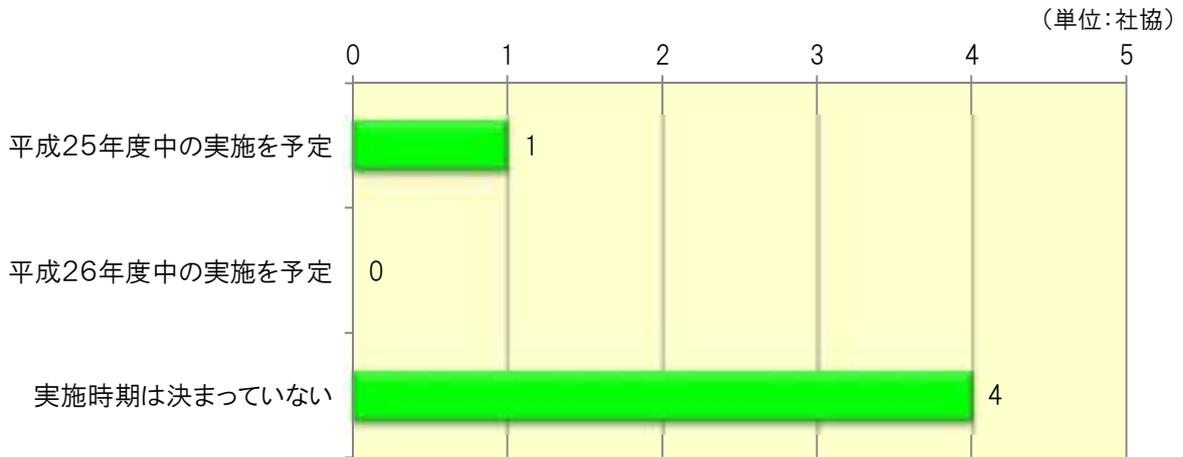
■法人後見を実施している4社協全てが「財源の確保」をあげており、次いで「行政との連携強化」をあげている社協が3か所となっている。
 ■「その他」の内容は、「支援ネットワークの構築・強化」、「受任件数の増加」、「近くに身寄りがない」となっている。



3 法人後見を現在は実施していないが実施に向けて検討中の社協について

■ 法人後見の実施予定時期

■ 法人後見の実施に向けて検討中の5社協のうち、「平成25年度中の実施を予定」が1か所、「実施時期は決まっていない」が4か所となっている。



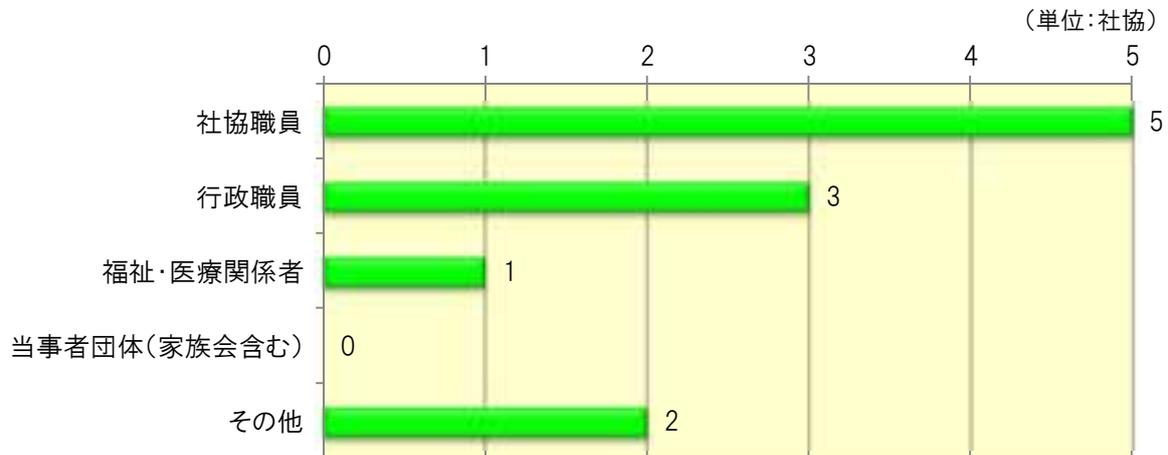
■ 法人後見実施に向けて検討を始めた理由(複数回答)

■ 法人後見の実施に向けて検討中の5社協において、「判断能力の低下した日常生活自立支援事業利用者を引き続き支援する必要があるため」、「地域に適切な後見人等候補者がいない(少ない)ため」、「行政から依頼があったため」がそれぞれ3か所となっている。



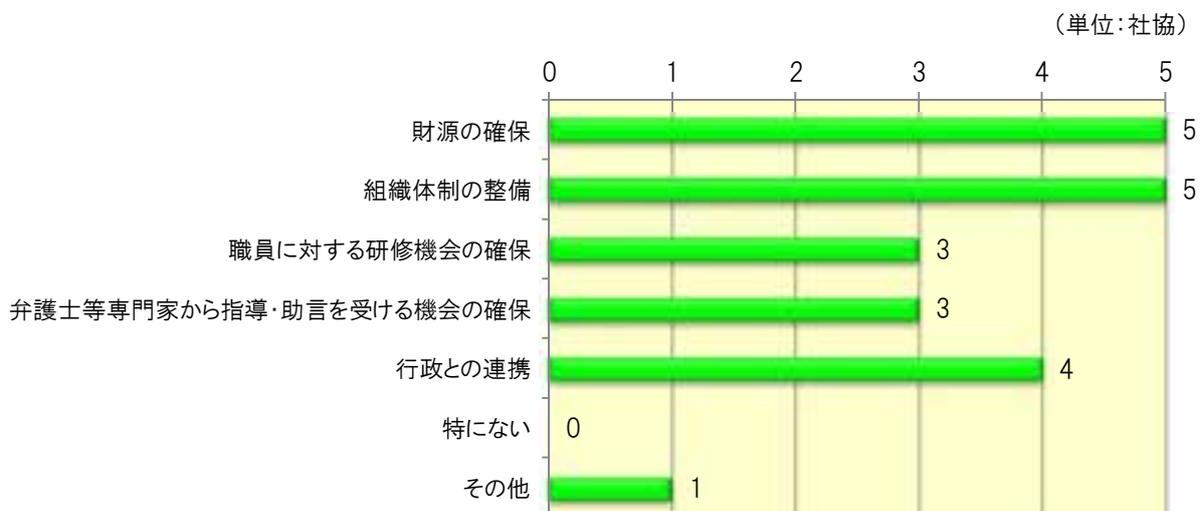
■ 検討しているメンバー（複数回答）

- 法人後見の実施に向けて検討中の5社協において、「社協職員」の他、「行政職員」が3か所、「福祉・医療関係者」が1か所、「その他」が2か所となっている。
- 「その他」の内容としては、「県社協」、「司法書士」となっている。



■ 法人後見実施に向けて課題や問題になっていること（複数回答）

- 法人後見の実施に向けて検討中の5社協全てが「財源の確保」と「組織体制の整備」をあげており、次いで4社協が「行政との連携」をあげている。
- 「その他」の内容としては、「支援員の確保」となっている。

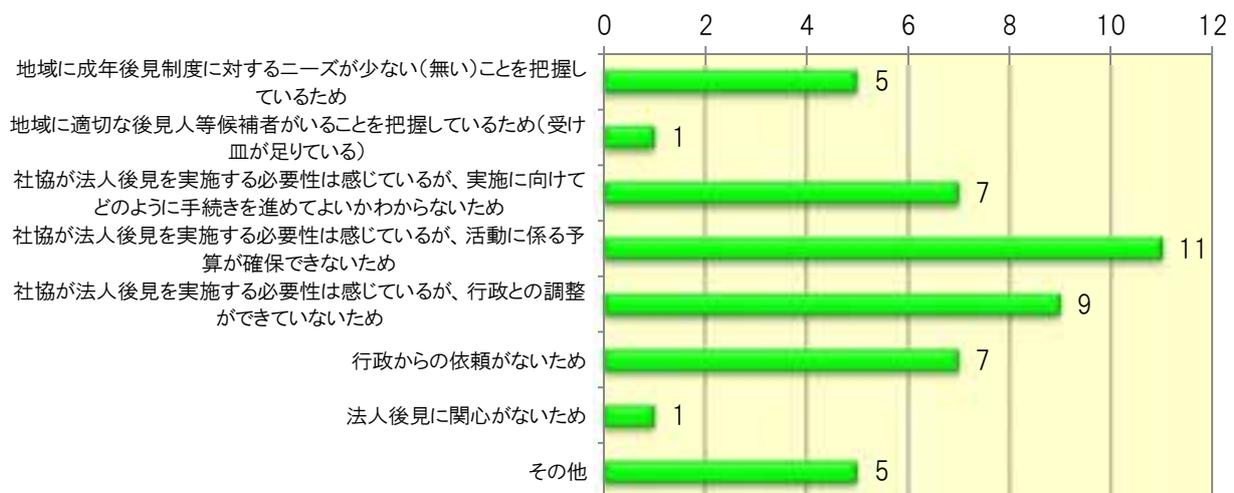


4 法人後見を当分の間、実施する予定がない社協について

■法人後見を実施しない理由(複数回答)

■法人後見を当分の間実施する予定のない21社協において、「社協が法人後見を実施する必要性は感じているが、活動に係る予算が確保できないため」が11か所と一番多く、次いで「社協が法人後見を実施する必要性は感じているが、行政との調整ができていないため」が9か所、「社協が法人後見を実施する必要性は感じているが、実施に向けてどのように手続きを進めてよいかわからないため」と「行政からの依頼がないため」がそれぞれ7か所と続いている。

■なお、「その他」の内容としては、「成年後見制度に対するニーズの有無が明確でないため」、「内部体制の構築ができていない」、「法人後見を受任できる課・職員体制に余裕がない」、「ニーズ把握もできていないため」、「行政や関係機関との調整ができていない」となっている。



■当面の取組方針(複数回答)

■法人後見を当分の間実施する予定のない21社協において、「他の市町村社協の動向を注視したい」が13社協と一番多く、次いで、「研修会等に参加して情報を集めたい」が11か所、「現在のところ特別な取組み予定はない」が9か所、「地域における成年後見制度の活用に対するニーズを把握したい」が7か所と続いている。



5 法人後見に関する意見等について

<p>■法人後見を実施している社協</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 利益相反を回避することはもちろんどの団体(社協)も念頭においていることと考える。しかしもっとも優先されるべきなのは本人の利益であるはずなので、利益相反のみを捉えるのはむしろ本人の権利侵害に繋がるのではないかと考える。必要とされるのは適切なアセスメントと、十分な牽制体制を組み込む仕組みづくりではないかと考える。 ▶ 現在既に実施社協間ではゆるやかな且つ対等な横のネットワークができつつある。この「ゆるやか」「対等性」等を尊重した形でさらなるネットワークを全県単位で拡げるための仕掛けを一緒に考えていきたい。 ▶ 各法人が取り組む後見の「質」を如何に上げていくかといった議論も今後必要であろうと考える。
<p>■法人後見を現在は実施していないが実施に向けて検討中の社協</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ H25年8月頃の法人後見事業の開始を目指して、家庭裁判所への法人後見受任団体登録の申請を準備中。社協が法人として後見人等を受任し、市民後見人養成研修の修了者に後見支援員として、社協の専門員とともに後見活動を行う。社協は、法人として後見支援員の後見活動を支援、指導、監督を行うことになるが、先進地でのノウハウを参考にしつつ、地域の特性に合った運用を検討する必要性がある。 ▶ 後見報酬や補助金を財源とするが、予算の見通しが立てづらい。 ▶ 首長申立ての普及と成年後見制度利用支援事業の適正運用が必須。 ▶ 後見支援員の養成とフォローアップ研修の継続開催が必要。 ▶ 包括や障がい者相談支援事業所などの相談機関との連携や支援体制づくり、医療機関や金融機関の理解と協力が必須。 ▶ 各市町村社協が補助金を行政とどのようにやりとりして調整してきたか。また、個人受任と職場の中での理解はどのように進んでいるか。 ▶ 現在、法人後見の実施に向けて検討中であるが、まず、関係者の研修等を行い知識を深めていきたい。また、行政との調整も諮りながら慎重に進める必要がある。 ▶ 行政より依頼があり、2年前よりワーキングチームを作り検討しているが、財源の確保や支援員の養成などで行き詰っている。現在の人員配置で後見活動を行政等からのバックアップ無しに行うことは難しいと考えます。
<p>■法人後見を当分の間、実施する予定のない社協</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 現状、日常生活自立支援事業の財源や人材の確保等の体制整備がままならない状況下で、新たに法人後見事業運営にかかる体制の整備に取り組むのは困難である。平成24年施行の老人福祉法改正により、地域の権利擁護体制整備は市町村の努力義務とされたところであり、今後、行政の方針や意向確認が必要と感じている。 ▶ 法人後見に限らず、他社協での後見に関する取り組みがあるかどうかを知りたい。(例えば、市民後見人の育成など) ▶ 法人後見の必要性は充分感じているが、専門職の配置や体制整備、財源の確保、バックアップ、支援体制の整備など課題が多いと思います。 ▶ ニーズ把握ができていないのが現状であるが、少ないながらもニーズはあると感じています。 ▶ 行政との意見交換を全くできていない状況で、実施するともしないともいえない状況です。 ▶ 人材と予算の確保は難儀が予想されます。 ▶ 小さい町でどこがイニシアチブをとっていくかも課題です。 ▶ 社協の規模が小さいため、積極的に実施するには財源の確保と人材の確保が絶対的に必要な条件となります。行政からの委託事業として、組織の体制が整うなかで実施してけたらと考えています。

成年後見制度利用支援事業等に関する実態把握調査の結果

【アンケート概要】

目的	新潟県内における成年後見制度利用支援事業等の実施状況の把握
対象	新潟県内の全市町村
調査時期	平成25年5月13日から6月14日
調査時点	平成25年4月1日
調査方法	文書依頼とメール・郵送による回収。
発送数	30
回収数	30

※本調査結果に用いたグラフにおいて示した百分率(%)は少数第一位を四捨五入している。

1 成年後見制度利用支援事業について

■ 成年後見制度利用支援事業の実施状況

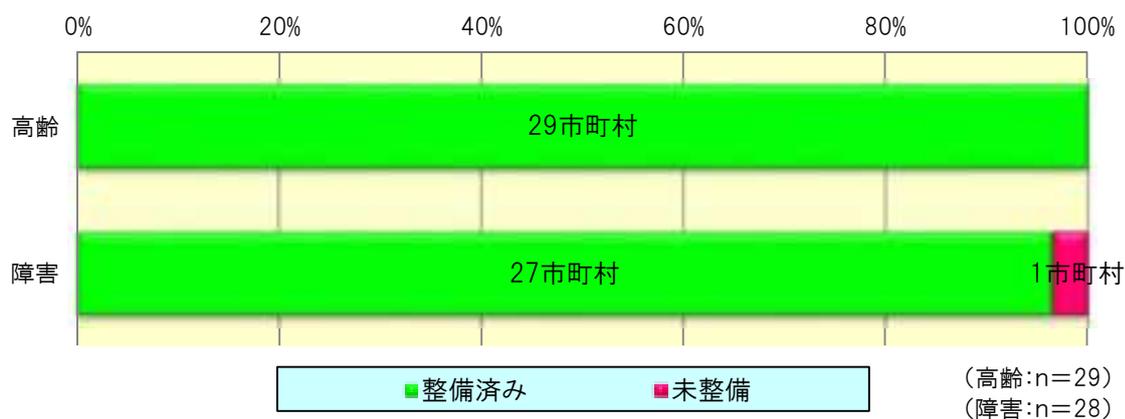
■ 高齢施策担当課において29市町村、障害施策担当課において28市町村が成年後見制度利用支援事業を実施している。



■ 成年後見制度利用支援事業に係る要綱の整備状況

(※対象=成年後見制度利用支援事業を「実施している」と回答した市町村)

■ 成年後見制度利用支援事業を実施している市町村のうち、高齢施策担当課では全ての市町村(29市町村)、障害施策担当課では27市町村が要綱を整備している。



■ 申立費用の助成に係る対象要件(複数回答)

- 高齢施策担当課において、「市町村長申立であること」が22市町村、「生活保護受給者またはそれに準ずる者」が21市町村、「身寄りのない者」が11市町村、「福祉サービスを利用している者又はこれから利用しようとする者」が7市町村、「その他」が8市町村となっている。
- 障害施策担当課において、「市町村長申立であること」と「生活保護受給者またはそれに準ずる者」がそれぞれ19市町村、「身寄りのない者」が10市町村、「福祉サービスを利用している者又はこれから利用しようとする者」と「その他」が7市町村ずつとなっている。



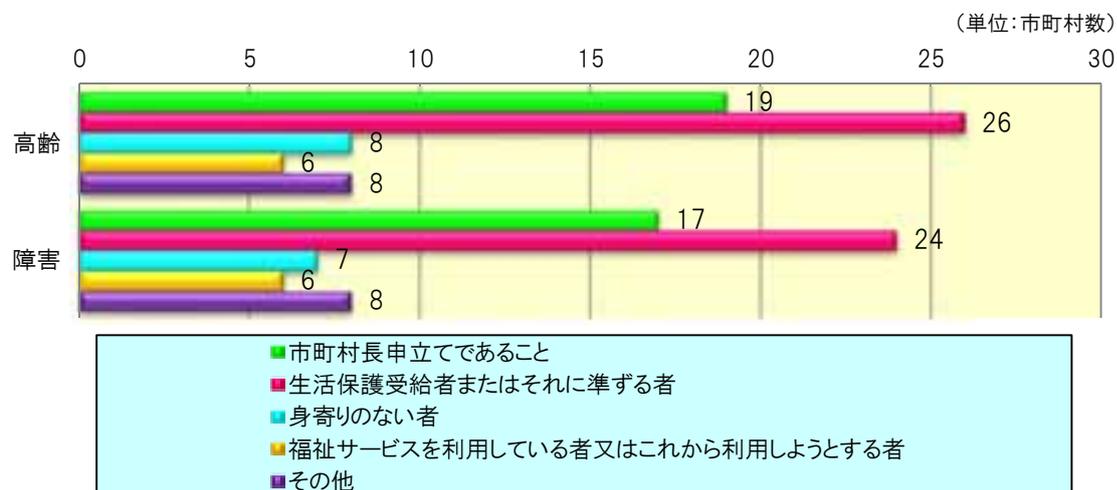
《その他の内容》

- ・費用の負担が困難と市長が認める者
- ・開始審判申立に要する費用等を負担することが困難であると市長(町長)が認めた者
- ・生活保護受給者を含む一定の要件を満たした低所得者
- ・住民税非課税世帯に属する者で助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な者
- ・町長が認める者
- ・必要な際は市長申立での検討に入るため助成事業は実施していない
- ・申立費用の助成は行っていない

■ 後見人等報酬の助成に係る対象要件(複数回答)

■ 高齢施策担当課において、「市町村長申立であること」が19市町村、「生活保護受給者またはそれに準ずる者」が26市町村、「身寄りのない者」が8市町村、「福祉サービスを利用している者又はこれから利用しようとする者」が6市町村、「その他」が8市町村となっている。

■ 障害施策担当課において、「市町村長申立であること」が17市町村、「生活保護受給者またはそれに準ずる者」が24市町村、「身寄りのない者」が7市町村、「福祉サービスを利用している者又はこれから利用しようとする者」が6市町村、「その他」が8市町村となっている。



《その他の内容》

- ・助成を受けなければ利用が困難と市長が認める者
- ・報酬助成が必要であると市長(町長)が判断した場合
- ・開始審判申立に要する費用等を負担することが困難であると市長が認めた者
- ・生活保護受給者を含む一定の要件を満たした低所得者
- ・助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にある者
- ・町長が認める者

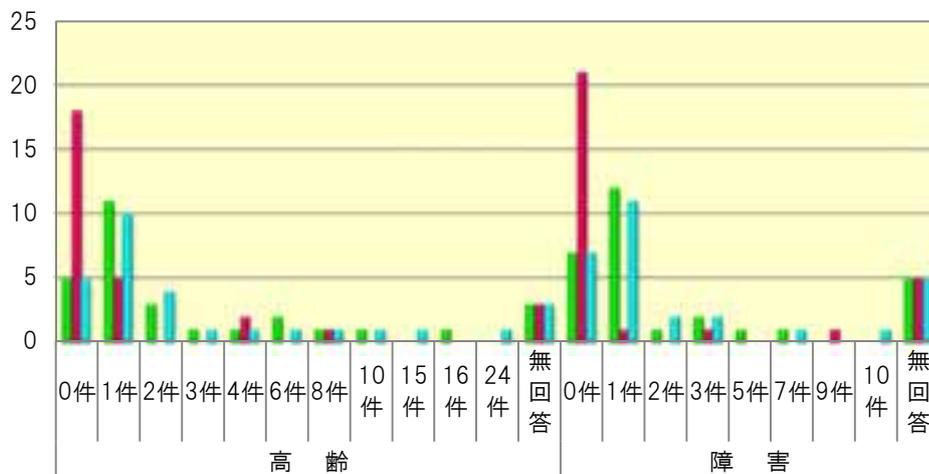
■ 申立費用の助成に係る平成24及び25年度の予算額と平成24年度の実績

■ 高齢施策担当課において、平成24年度予算として「1件」以上計上している市町村が21市町村あるのに対し、当該年度に「1件」以上執行している市町村は8市町村となっている。
 また、平成24年度予算額として「101千円」以上計上している市町村が19市町村あるのに対し、当該年度実績(執行額)が「101千円」以上の市町村は1市町村のみとなっている。

■ 障害施策担当課において、平成24年度予算として「1件」以上計上している市町村が17市町村あるのに対し、当該年度に「1件」以上執行している市町村は3市町村となっている。
 また、平成24年度予算額として「101千円」以上計上している市町村が13市町村あるのに対し、当該年度実績(執行額)が「101千円」以上の市町村は1市町村のみとなっている。

件数別市町村数

(単位:市町村数)



■H24年度(予算)	5	11	3	1	1	2	1	1		1		3	7	12	1	2	1	1			5
■H24年度(実績)	18	5			2	1						3	21	1		1			1		5
■H25年度(予算)	5	10	4	1	1	1	1	1	1		1	3	7	11	2	2		1		1	5

予算(決算)額別市町村数

(単位:市町村数)



■H24年度(予算)	7	16	2		1		3	11	12	1	5
■H24年度(実績)	24	1					4	22	1		6
■H25年度(予算)	7	15	2	1		1	3	10	13	1	5

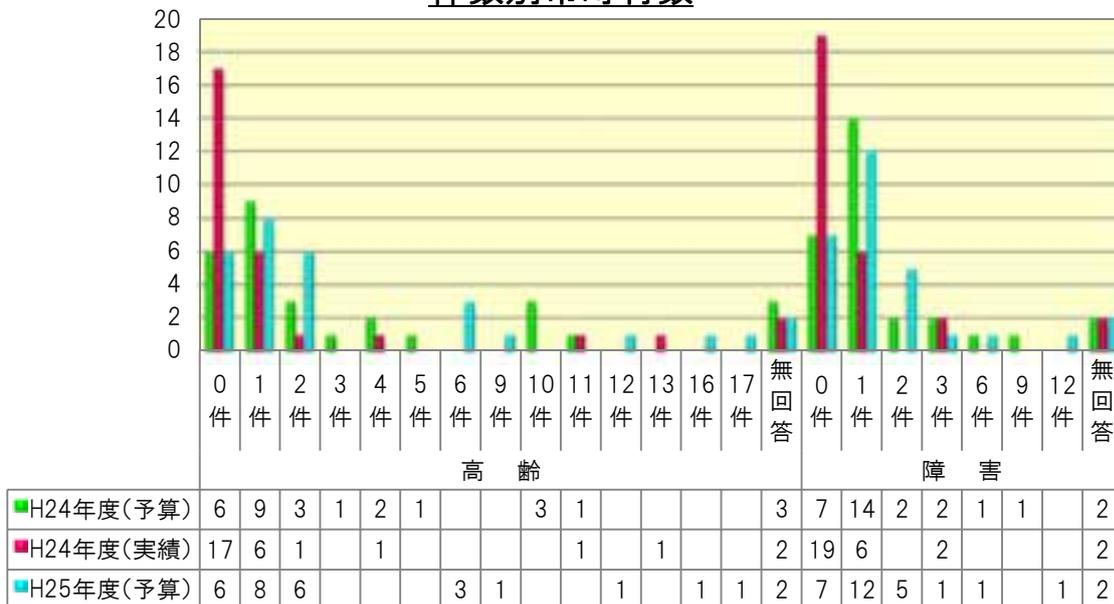
※障害において「申立費用」と「後見人等報酬」を併せて予算化している市町村が1か所あり、「申立費用」で計上している。

■後見人等報酬の助成に係る平成24及び25年度の予算額と平成24年度の実績

■高齢施策担当課において、平成24年度予算として「1件」以上計上している市町村が20市町村あるのに対し、当該年度に「1件」以上執行している市町村は10市町村となっている。
 また、平成24年度予算額として「101千円」以上計上している市町村が19市町村あるのに対し、当該年度実績(執行額)が「101千円」以上の市町村は9市町村となっている。
 ■障害施策担当課において、平成24年度予算として「1件」以上計上している市町村が20市町村あるのに対し、当該年度に「1件」以上執行している市町村は8市町村となっている。
 また、平成24年度予算額として「101千円」以上計上している市町村が19市町村あるのに対し、当該年度実績(執行額)が「101千円」以上の市町村は7市町村となっている。

(単位:市町村数)

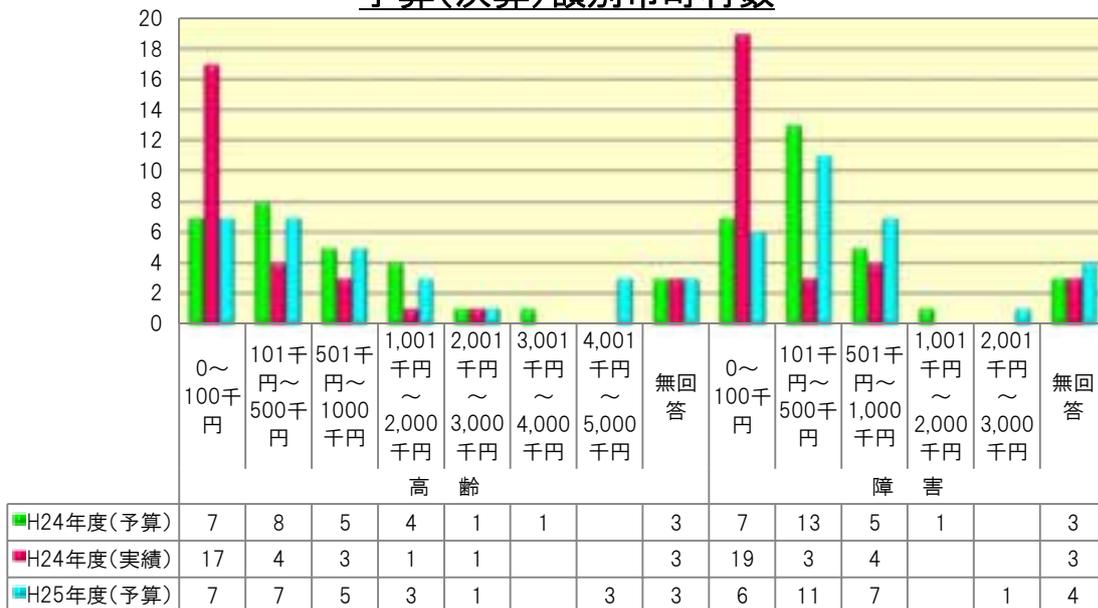
件数別市町村数



※高齢と障害で併せて予算化している市町村が1か所あり、障害で計上している。

(単位:市町村数)

予算(決算)額別市町村数



※高齢と障害で併せて予算化している市町村が1か所あり、障害で計上している。

2 成年後見制度の普及・啓発事業について

普及啓発事業の実施状況(複数回答)

■ 高齢施策担当課における平成25年度の取組予定として、「パンフレットの作成、配布」が8市町村、「制度説明会・勉強会の開催」が10市町村、「相談会の開催」が2市町村、「その他」が3市町村となっている。

■ 障害施策担当課における平成25年度の取組予定として、「パンフレットの作成、配布」が4市町村、「制度説明会・勉強会の開催」が5市町村、「相談会の開催」が1市町村、「その他」が1市町村となっている。



《その他の内容》

講演会、市報に記事掲載、随時相談対応、地域での講話、関係者の勉強会

3 市町村長申立について

■市町村申立に係る要綱の整備状況

- 高齢施策担当課において、「整備済み」が22市町村、「未整備」が7市町村、「無回答」が1市町村となっている。
- 障害施策担当課において、「整備済み」が19市町村、「未整備」が7市町村、「無回答」が4市町村となっている。



■市町村長申立の対象要件(複数回答)

- 高齢施策担当課において、「親族がいない場合」が27市町村、「親族がいても親族に申立て意思がない場合」が26市町村、「虐待等の理由により親族による申立てが適当でない場合」が23市町村、「その他」が4市町村となっている。
- 障害施策担当課において、「親族がいない場合」が25市町村、「親族がいても親族に申立て意思がない場合」が24市町村、「虐待等の理由により親族による申立てが適当でない場合」が22市町村、「その他」が4市町村となっている。



《その他の内容》

- ・市長が特に審判申立てをすべき必要があると認めた場合
- ・町長が(特に)認める者

■市町村長申立実績

- 過去5年間で市町村長による申立を行った件数は合計166件となっている。うち、高齢施策担当課で128件、障害施策担当課で38件となっている。申立類型別にみると、「後見申立」が152件、「保佐申立」が12件、「補助申立」が2件となっている。
- 年度別件数(高齢施策担当課と障害施策担当課の合計数)は、平成20年度が27件、平成21年度が24件、平成22年度が33件、平成23年度が35件、平成24年度が47件となっており、平成21年度を除き、市町村申立件数は年々増加している。
- 高齢施策担当課における直近(平成24年度)の市町村別市町村長申立件数は、「1件」が3市町村、「2件」が2市町村、「5件」、「8件」、「10件」がそれぞれ1市町村となっており、残りの22市町村については市町村長申立件数が0件又は無回答であった。
- 障害施策担当課における直近(平成24年度)の市町村別市町村長申立件数は、「1件」が2市町村、「3件」、「5件」、「7件」がそれぞれ1市町村となっており、残りの25市町村については市町村長申立件数が0件又は無回答であった。

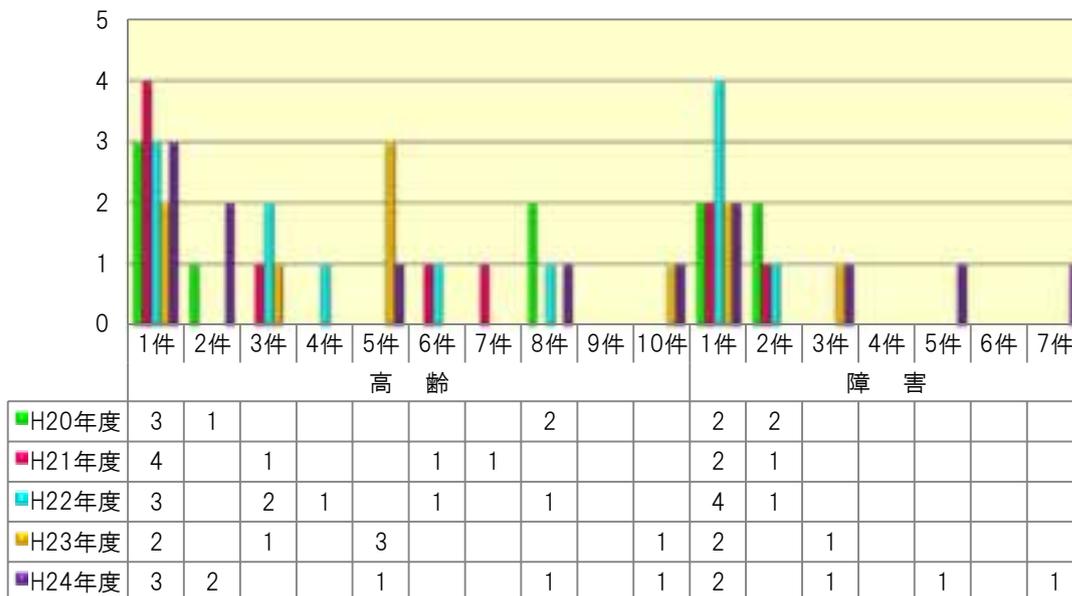
年度別件数 (H20～24年度)

(単位:件数)



(単位:市町村数)

件数別市町村数



4 市民後見人の養成について

■市民後見人養成研修の実施状況

■市民後見人養成研修を「実施している」市町村が3か所、「実施に向けて検討中」の市町村が2か所、「当分の間、実施する予定はない」市町村が25か所となっている。

■市民後見人養成研修を「当分の間、実施する予定はない」市町村において、その理由を尋ねたところ、「市民後見人を養成するための組織体制の整備が困難なため」が17市町村と一番多く、次いで「市民後見人を養成するための費用が確保できないため」が6市町村、「成年後見制度に対するニーズが少ない(無い)ことを把握しているため」が3市町村、「その他」が2市町村となっている。



「当分の間、実施する予定がない」理由 (複数回答)



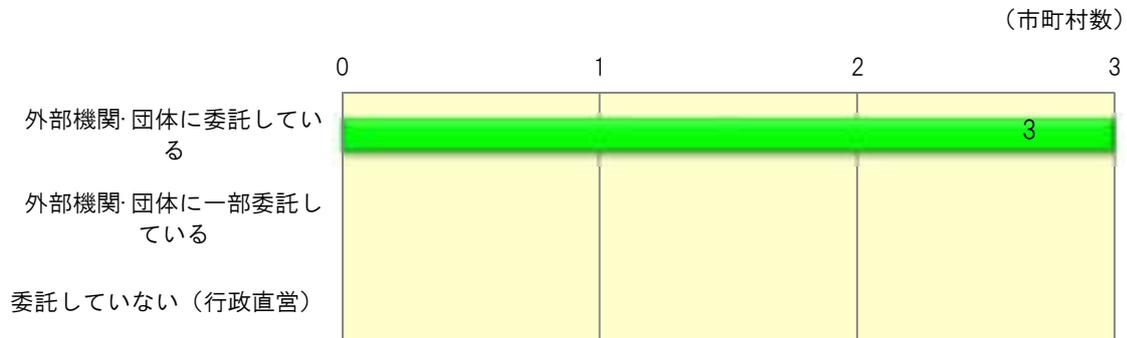
《その他の内容》

・現在、市民のニーズや後見人となれる人材がどの程度か見極めが必要な段階と考えているため

■ 市民後見人養成研修の実施形態

(※対象＝市民後見人養成研修を実施している市町村)

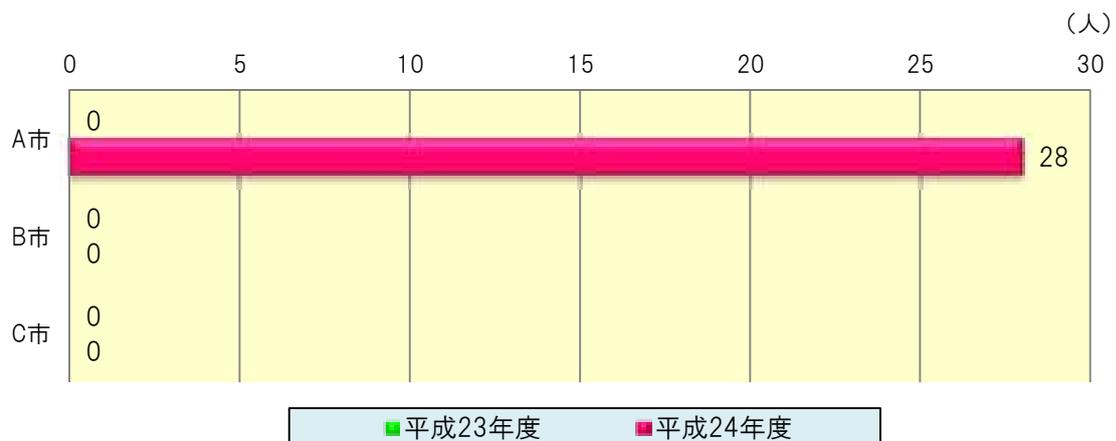
■ 市民後見人養成研修を実施している3市町村において、全ての市町村において「外部機関・団体に委託している」。なお、委託先は3市町村とも社会福祉協議会となっている。



■ 過去に市民後見人候補者名簿に登録した人数

(※対象＝市民後見人養成研修を実施している市町村)

■ 市民後見人養成研修を実施している3市町村において、過去に市民後見人候補者名簿に登録したことのある市町村は1市町村のみで、平成24年度に28人を登録している。



■平成25年度の市民後見人養成計画数

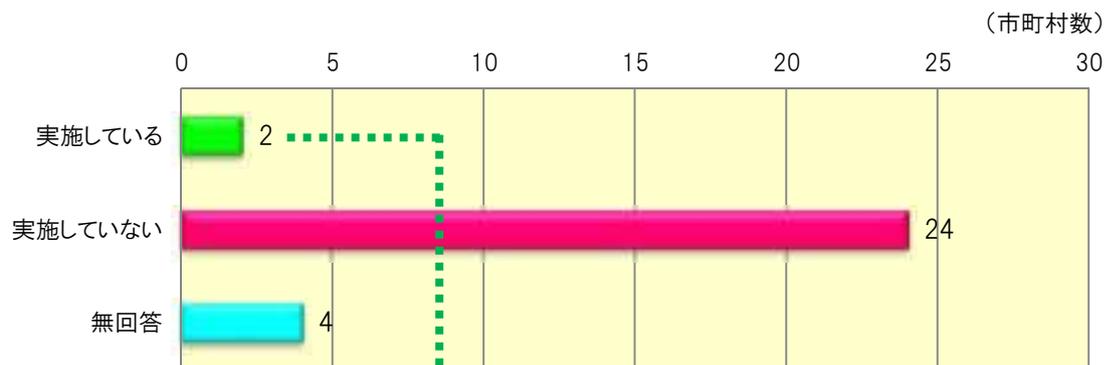
(※対象=市民後見人養成研修を実施している又は検討している市町村)

■市民後見人養成研修を実施している又は検討している5市町村における平成25年度の養成計画数について、1市町村が「5人」で、他の4市町村は「0人」又は「未定」「無回答」であった。



■市民後見人養成研修以外の市民後見推進に係る事業の実施状況

■「実施している」が2市町村、「実施していない」が24市町村、「無回答」が4市町村となっている。

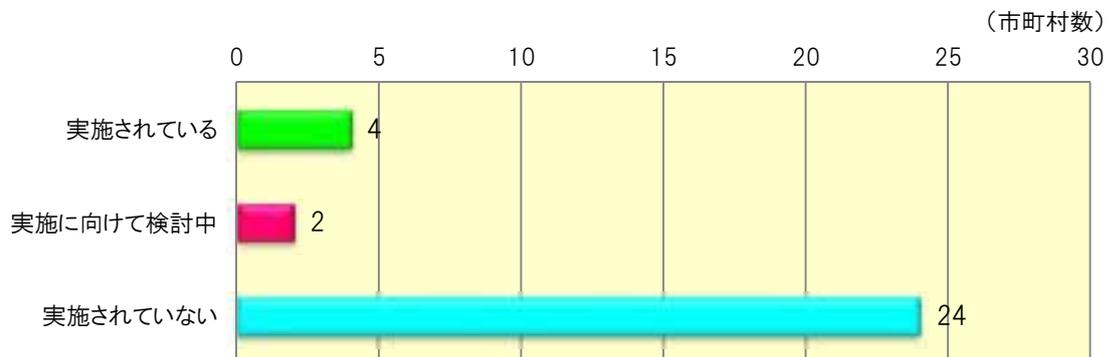


《実施している内容》

- ・成年後見制度利用支援事業
- ・成年後見制度普及啓発等事業
- ・検討会議実施
- ・研修開催・参加
- ・講演会

■ 社会福祉法人等の団体による法人後見の実施状況

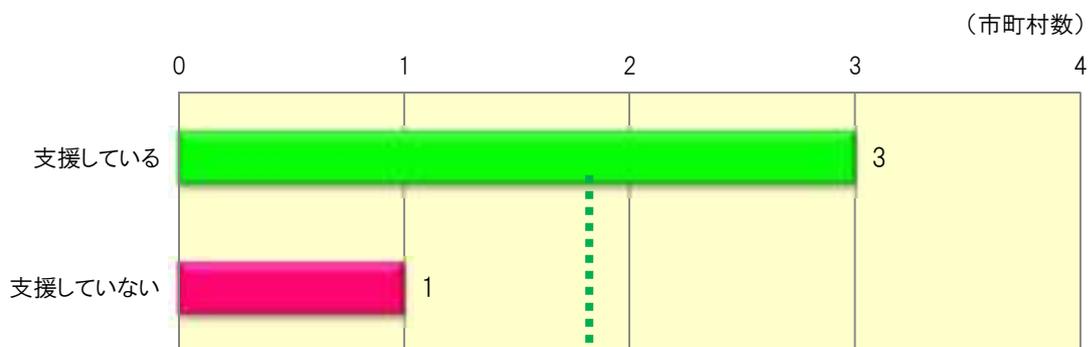
■「実施されている」市町村が4か所、「実施に向けて検討中」の市町村が2か所、「実施されていない」市町村が24か所となっている。



■ 法人後見実施団体に対する支援状況

(※対象＝社会福祉法人等の団体による法人後見が実施されている市町村)

■ 社会福祉法人等の団体による法人後見が実施されている4市町村において、当該団体に対する支援を行っている市町村は3市町村となっている。
 ■ 支援している内容として、全3市町村が「財政支援」している他、「円滑な事業実施を図るための助言」を行っている市町村が1市町村となっている。



■ 成年後見制度の推進について、どのような課題や問題があると感じていますか(自由記述)

○組織が高齢者部門と障がい者部門に分かれていることにより、複数の組織で足並みを揃えて共通認識をもって推進していかなければならないが、それが難しい。
○”難しい制度”というイメージが強いので、それをどうわかりやすく啓発していくかが課題である。
○後見人等の不足 ・後見人等の報酬助成制度はあるが、特に低所得者の後見人等を引受けてくださる方は少なくばあとなあ新潟やリーガルサポートに第三者後見人等の推薦を依頼しても候補者が見つかり難い。
○成年後見制度について、家族や介護・医療関係者からの相談は増えているが、まだ十分に知られていない現状にある。
○申立に関する手続きが煩雑で時間がかかりすぎる。(親族調査、意向確認等に時間がかかる。医師によっては診断書の作成を拒否したり、大変時間がかかる場合が多く、申立てするまでもにも時間を要し、専門的知識が必要である。)
○精神障害者、認知症高齢者の増加に伴い、困難事例へのチーム対応の必要性が高まってきている。障害者総合支援法の施行により、成年後見制度法人後見支援事業が市の必須事業となったが、法人後見を実施している社会福祉協議会と連携して成年後見制度法人後見支援事業を実施することにより、後見支援が必要な困難ケースに対応していきたい。
○成年後見制度の推進について、最も必要とされることがなんなのか一親族申立てへの助成なのか、市民後見人の育成なのか、市長申立ての拡充なのか一を具体的に確認し、方向性を明確にしなければいけないと感じている。
○制度推進のためには、より一層の周知が必要であると感じる。また周知の際には、誰にでも理解でき、より身近に感じられるような内容とすべきである。
○社協等の協力により、後見人になってくれる人材の確保が必要であると感じる。
○現状では成年後見制度を利用しているケースは少ないが、今後は身寄りの少ない高齢者が増加し、成年後見制度を必要とするケースが増えてくると予測される。専門職種の団体だけでは対応が難しくなり、法人後見や市民後見の必要性も考えられるが、まずはこの制度に対する理解を深める啓発活動が必要であると感じている。
○権利擁護の第三者後見の場合、後見人の受け手がいない。
○市民後見人を養成する計画がなく、きびしい。
○必要としている人は増えていると思うが、なかなか家族が候補者にならず第三者をたてたいケースがほとんどである。そうした場合、この地域には司法書士しかなり手がおらず、今後ニーズが高まるにつれて、受任者不足の心配がある。
○後見人等の確保について ・市民後見の必要性は感じているが、市民後見のバックアップとしての団体が必要。 ・法人後見団体が市民後見のバックアップ団体というイメージはあるが、現在のニーズとしては、積極的に働きかける根拠が薄い。 ・リーガルサポートに登録している司法書士が当市では1名のみ。
○第三者後見人になった専門職の方とケアマネ等との連携に苦慮している。
○鑑定を省くことも多くなり、申立て手続きがスムーズに進めれるようになり、対応がしやすくなりました。
○成年後見制度の普及啓発活動をあまり行っていなかったため、今後、方法等検討していく。
○第三者後見人の不足。
○任意後見の受手となる法人等の整備が必要。
○被後見人と後見人双方を支援していく仕組みが必要。
○申立て時や第三者後見人に対する費用の負担が大きい ・収入が低い人は市の成年後見制度利用支援事業を利用できるが、対象が生活保護レベルとなっている。もう少し対象の幅が広ければ利用しやすいと考えられる。

<p>○親族後見人の申立てが少なく、第三者申立てが多くなっている ・今後、高齢化が進み、第三者後見人の申立てが多くなり、市外在住の後見人も増えると考えられる。早急な対応が必要な場合等を考慮すると市民後見の育成が必要である。</p>
<p>○今現在は申し立てが皆無の状態であるので特に問題は無いが、今後利用者が増加してくることは想像に難くなく、法人後見人等にかかる費用から勘案した1人当たりの負担の重さを考慮すると、対象範囲を拡大したり利用を推進した場合、事業費の大幅な増加が懸念される。生活困窮者への助成という基本理念の反面、一旦始めると後戻りができないことから慎重にならざるを得ない。</p>
<p>○成年後見制度がまだまだ知られていないことのほか、契約に対するわが国社会の意識の薄さ、短縮化されたとはいえ、成年後見開始まで期間がかかること、また成年後見制度の費用、手続きが煩雑であることが課題であり問題であると考えます。</p>
<p>○成年後見制度の普及啓発が十分行われてこなかったため、一般住民(本人、家族)だけでなく、福祉関係者の間でも理解が進んでいない。特に福祉サービス(特に介護分野)利用の際に家族と契約することが当たり前に行われているが、正式に後見人に選任されていない場合は家族であっても無権代理(権利侵害)となってしまうことが理解されていない。「措置から契約へ」「介護保険制度と成年後見制度は車の両輪」という言葉は知識としては知っていても、実践現場における「目の前の問題」としては認識されていない。</p>
<p>○後見申立てを行った際に、家庭裁判所における処理に時間が掛かり過ぎる。慎重に審議するために時間が掛かるのであればやむを得ないが、人員不足のためか、申立後の調査官面接が行われるまで1か月以上待たされるのが当たり前になってきている。後見開始決定までの処理時間を早くするためにも、後見人の監督業務が適切に行われるためにも、家裁の体制強化を検討してもらう必要がある。 また、申立後の調査官面接については、家裁本所・支部だけではなく、月に1度でも良いので各出張所でも可能になるようにして欲しい。申し立てを検討している家族に対し、「50km以上離れた家裁の支部まで行ってください」というのでは、それだけでも心理的な壁になってしまう。</p>
<p>○被後見人の選挙権訴訟に見られるように、権利擁護のためにはあるはずの成年後見制度が、権利侵害を招いている現実がある。各種欠格条項、資格制限についても、国や地方公共団体自らが、禁治産制度の流れを考えもなく引用し、差別を肯定している事例は数え切れない。すべての制度は万能ではないが、成年後見制度自体も権利侵害の危険性をはらんでおり、改善の余地は多い。これらを改めようとする努力が進まない限り、「後見を受けること」に対するネガティブな見方を変えることは難しい。</p>
<p>○成年後見制度の申し立てや報酬の助成に対する補助制度はあるが、権利擁護、成年後見を推進するための仕組みに対する国の助成制度(モデル事業を除く)や根本的な仕組みが存在しないことは問題である。権利擁護に対する取り組みを、熱心な自治体や社協などの法人、専門職、志の高い市民後見人の個々の善意と努力に埋没させてしまえば、成年後見制度の普及などあり得ないことであり、市民後見人の推進・育成など、国の責任放棄でしかない。一方、国の支援が十分でないことを理由に手を付けない、必要があることを見ようとしない自治体の姿勢にも問題がある。</p>
<p>○人口・面積・財政規模など、市町村間の格差が大きく、単独で成年後見制度を推進していくことが難しい自治体も少なくないと思われる。広域的な取り組みを進める上で、県や県社協の果たす役割は重要である。特に面積の広い北海道では、道が先進的な取り組みをしている自治体と協力し、中心になって検討を行っており、新潟県においても参考となる部分が多いと思われる。一方、広域化が進み過ぎると、面積が広いが故に小回りが利かなくなる可能性もある。現状の日常生活自立支援事業の基幹的社協の状況を見るに、広域対応の弊害を感じる。富山県のように1市町村1基幹的社協に切り替えた事例もある。</p>
<p>○精神疾患や金銭的なこと等、問題が複雑に絡み合ったケースが増えてきており、専門家が後見人等に就任することが適当と考えられる事案が多い。</p>
<p>○市民後見人が必要なのは、理解できるが地域によっては養成出来る、出来ないといった地域格差が生じる。また、市民後見人を養成しても、被後見人の資力要件、家族関係等により受任できない可能性があるといった問題がある。</p>

<p>○高齢化率が41%という現状を考えると市民後見人を養成するよりも法人後見事業を展開したほうがよいのではないかと考えている。この地域では、財産の問題を家族以外の人間に管理されることに抵抗感があることも制度利用が進まない要因の一つではあるが、やはり成年後見制度は自分には関係のないこと、財産のある人だけが利用するものであると考えている人が多いこと、そもそも成年後見制度を理解していないことが進まない大きな要因である。しかしながら、この地域で啓発活動を行おうとしても動員がなく、広報等で周知しても関心がないことから啓発活動にも限界を感じている。</p>
<p>○法人後見や市民後見人を養成し指導できる地域資源がない。</p>
<p>○実際に自分の身に降りかからないと意識づけがされにくい制度。広く周知する事が難しい。</p>
<p>○第三者後見人の需要はあるが、引受人がおらず、親族が法的な根拠なく、管理しているケースが多く、問題がある。</p>
<p>○後見が決定するまでのハードルが高く、制度利用を躊躇される方もいる。</p>
<p>○現在、社会福祉法人によるもの又は市町村長申し立てによるものなど、成年後見制度利用の絶対的なニーズが少なく、困ったケースも今まで無かったため、必要性は理解しているものの、優先順位が低くとらえられていた。ノウハウもなく取組をしていないが、今後は、必要なケースも想定されているので、早期に実施できるよう検討したい。</p>
<p>○高齢者、障害者に対する各種福祉サービスが増える一方で、成年後見制度推進に対する組織体制が追いついていない。人材の確保が難しい。</p>
<p>○成年後見制度そのものの理解が地域に浸透していない。必要性がまだ一般には理解されていない。</p>
<p>○市町村申立をするにも、事務手続きが多く、専門職がない村では負担も大きい。</p>



この事業は赤い羽根共同募金の助成を受けて実施しました。